

## 東海岸マレー農民における結婚と離婚

坪 内 良 博\*

### Marriage and Divorce among Malay Peasants in Kelantan, Malaysia

by

Yoshihiro TSUBOUCHI

#### はじめに

本稿は1970年10月から1971年9月に至る1年間西マレーシア東海岸クランタン州において筆者が行なった農村調査の第4報である。<sup>1)</sup> 調査地は Kelantan 川の河岸段丘上の天水田・ゴム園の混在地域に位置する146世帯からなるマレー人の集落である。この集落の概況、土地の所有・相続・売買と居住をめぐる諸問題、稲作における諸慣行、新たに導入されたタバコ栽培がもたらした社会・経済的影響などについては、既に別報告において、記述・分析を行なったのでそれらを参照されたい。<sup>2)</sup> 本稿ではこれまでの筆者の分析（とくに「土地と居住」など）をふまえて、家族・親族結合の恣意性および不安定性に留意しながら、この地域の家族の特徴を明らかにすることを試みる。

\*京都大学東南アジア研究センター

- 1) この調査は京都大学東南アジア研究センターとマラヤ大学経済経営学部によるマレーシア農村調査計画の一部として行なわれた。この調査計画はマレーシアの稲作農村の比較を目的として、社会科学系と自然科学系の研究者の協力によって行なわれた総合的なもので、調査地として、ケダー州、クランタン州、マラッカ州の農村が選ばれた。総合的な報告がいずれ発表される予定である。本稿の作成に関して、竜谷大学教授口羽益生、京都大学東南アジア研究センター助手前田成文の両氏から、いろいろと貴重な助言をいただいた。記して感謝の意を表する次第である。
- 2) クランタン州に関する筆者の既発表の報告としては次のものがある。  
「クランタンの一農村におけるタバコ耕作の導入と社会・経済的变化」『東南アジア研究』9巻4号、1972.3；「東海岸マレー農民における土地と居住」『東南アジア研究』10巻1号、1972.6；「マレーシア東海岸の天水田地域における稲作—カンポン・ガロにおけるケーススタディー—」『東南アジア研究』10巻2号、1972.9。  
またマレー人の離婚については拙稿「マレー人の離婚—統計的分析の試み—」『東南アジア研究』4巻3号、1966、および「双系的親族構造をもつマレー系諸民族の離婚について」『東南アジア研究』6巻4号、1969をも参照されたい。なお、ケダー州における結婚と離婚については、口羽益生・坪内良博「マラヤ北西部の稲作農村—婚姻・離婚・家族の特質について—」『東南アジア研究』4巻1号、1966が既に報告されている。

## Ⅰ 結 婚

### (1) 結婚の成立

まず最初にこの地域における結婚がいかに行なわれるかをエラボレーションの度合いが比較的大きい村の上流の階層を念頭において記述しよう。

配偶者の選択に際しては、結婚適齢期の息子をもつ側が能動的な役割を演ずることになっており、親族あるいは知人が娘の両親をたずねて意向を問うのが結婚への動きのはじまりである。<sup>3)</sup> 娘の両親は娘の意向をたずねる。多くの場合、娘は花婿候補者の顔を知っているが、ときには全く知らぬこともある。娘の家族から肯定的な返事が得られると、使者にたった者は結納金 (*belanja*) の額および婚約の贈答 (*meminang*) の種類に関する希望をたずね、少年側の家族に伝える。こうして話がまとまると、少年の親と親族は、婚約の贈りものをもって少女の家をおとずれる。贈りものは、金製の首飾り (M\$80<sup>4)</sup> 程度) または指輪 (M\$50程度)、布地3着分 (1着につき M\$12程度)、婦人靴 (M\$6程度)、化粧品、練乳、砂糖、バナナなどから成り立っている。少女の側からはお返しとして少年側が使った金額の約半分にあたる品物をおくのが通例で、指輪、男子用マレー服、練乳、砂糖などがおくられる。この日に婚礼の日どりがきめられる。

婚礼は稲の収穫が終わってから行なわれることが多い。イスラム暦上の *Dzulhijah, R'Awal* などの月も好まれる。*Safar, Ramdzan* は婚礼には望ましくない月としてさけることが通例である。<sup>5)</sup>

結婚の儀式は二つの部分から成り立っている。宗教的・法的な意味をもつ婚姻契約 (*nikah*) と、社会的・慣習的な意味をもつ婚礼 (*perator*) とである。

婚姻契約式は原則として花嫁側の家で行なわれる。村のイマムがよばれて、親族が見守る中で2人の証人の立会いの下に花婿自身と花嫁の保護者(通常父親)との間に結婚契約をとりむすぶ。このときに結納金 (*belanja*) が支払われる。村の上流の家族の場合その額は M\$500程度である。この金は全額通常花嫁自身のものになり、親あるいは他の親族はこれを使用することをしない。イマムには登記料等として M\$13 が支払われる。<sup>6)</sup>

婚礼は契約式の翌日花嫁側の家で行なわれることが多い。日時を記入した招待状が前もって人々に配布されている。花嫁側では水牛または牛をほふって祝宴 (*baewah*, 標準語では

3) 昔は相手の感情をきずつけないように、象徴的な言葉を用いて打診することがあったが、現在でははっきりと意向を問うのが一般的である。

4) M\$ 3≒US\$ 1 (調査当時)

5) このように結婚は農事暦、イスラム暦の双方を考慮して行なわれるため結婚数の変化を月別に調べると毎年少しずつ異なったパターンが現われる。

6) 内訳は婚姻登記 M\$ 7, *ta'alik* M\$ 2, *izin* M\$ 2, *wakil* M\$ 2, 計M\$ 13 である。40%がイマム自身の収入となる。

*kenduri*, いずれも共食を意味する)の準備をする。近い親戚や隣人達は準備を助けるが、同時に料理の上手な者(女)が村から雇われる。盛大な祝宴の場合その費用はM\$1,000にのぼる。花嫁側に経済力があり、しかもその社会的活動が盛んな場合にはきわめて多くの人々が招かれ、ときには千人を越えることがある。これらの人々に食事を供する部屋が不足している場合には、とくに男子の来客のために屋外に天幕をはる。招かれた人々は昼頃から三々五々やって来て、男女別に数人のグループにまとめられ、食事をしては帰っていく。親しいものは、布地、ガラスコップなどを祝いに持って来るが、通常M\$1 (M\$4~5 をもってくる者もある)あるいは1~2 *chupak*<sup>7)</sup>の米を持参するのが慣例である。かくして祝宴の費用の70~80%はとりもどすことができる。食事の後、人々は小さなかごに入れたゆで卵を1個あるいはケーキ、ビスケットなどを持ち帰る (*sis*a)。

花婿とその親族は午後4時頃に行列をととのえてやって来る。玉座のよりにしつらえたいすまたはきれいに飾りたてたベッドに、花婿と花嫁が並んで腰をおろすのが儀礼の中心的部分であり、これを *perator* (または *beratur*, 標準語では *bersanding*) とよぶ。花婿側からは、料理されたもち米 (*pulut semangat*), 色をつけたゆで卵 (*telor semangat*), マレー風のケーキ、バナナ、練乳の缶、布地、婦人靴、化粧品などがしんちゅう製の高坏に入れて運ばれて来る。*pulut semangat* と *telor semangat* は二等分して、半分が花婿側に返される。花婿の親族は1, 2時間滞在し、食事をすませ、花婿を残して帰途につく。

花婿は花嫁の家に約1カ月滞在した後、新婦をともなって自分の実家へいく。( *sambut*

表1 初婚の場合の結納金\*

金額	夫からのききとり	妻からのききとり
M\$		
22.5	1	1
32	1	1
100	1	6
150	3	2
200	19	18
250	1	1
300	5	6
400	4	5
500	1	2
不明		1
計	36	43
平均	M\$ 229	M\$ 229

\* 最近10年に行なわれた結婚に関する数値。夫からのききとりと妻からのききとりの数値が若干くい違ふのは、この間に生じた離婚、死別などのためである。

7) 1 *chupak*=1/4 *gantang*, 1 *gantang*=1 英 gallon.

menantu)。このときには花婿の両親が祝宴をひらいて親族や村の人を招待すると同時に、花嫁側の一行を接待する。花婿側における祝宴の規模はほぼ花嫁側のそれに匹敵する。

村の住民の大多数を占めるより貧しい者の間では結婚はずっと簡素な方法で成立する。結婚金の額は、最近10カ年に Galok で行なわれた結婚について調べてみると、M\$ 200というケースが最も多く、平均 M\$229となっている（表1 参照）。婚姻契約式は必ず行なわれるが、続いて行なわれる祝宴ではしばしば *perator* を欠く場合がある。招待状も用いず口頭で伝達が行なわれる。祝宴用の肉もまた目方で購入される場合がある。小規模な祝宴の場合には、その費用はM\$ 200程度で、このうち50~60%は人々から回収されることになる。

(2) 早婚傾向と結婚の普遍性

Galok における結婚の demographic な特徴は、とくに女子における初婚年齢が低いことと、男女を通して一生独身で過ごす者の割合が少ないことである。これらの二点について若干の資料および事例を示しておこう。

男女の初婚年齢を結婚経験者について調べると表2のごとくとなる。女子の場合、平均初婚

表2 初婚年齢\*

年齢	男子	女子
11才		1
12		7
13		10
14	1	16
15	5	41
16	2	19
17	3	26
18	15	17
19	9	5
20	39	6
21	9	1
22	8	1
23	6	
24	2	
25	10	1
26	2	
27	2	
28		
29	1	
30	6	
31+	1	
計	121	151
平均	21.0才	16.0才

\* Galok に居住する結婚経験者に関する数値。

年齢は16.0才で、最頻値は15才である。20才を過ぎてはじめて結婚する者はきわめて少ない。男子の場合には経済的な理由が大きく影響する為、初婚年齢におけるばらつきは女子よりも大きくなるが、平均初婚年齢は21.0才で、最頻値は20才である。結婚適齢期に達するとほとんどすべての者が結婚する。女子の場合この傾向はほとんど絶対的であって、25才を過ぎて結婚経験のない者は皆無である。男子の場合には、比較的小くまで独身でいる者がいるが、最終的にはほとんど確実に結婚する。

他の社会においては結婚することが無理なような精神薄弱者 (*bodoh*) でも、1度は結婚した経験をもっている場合がある。このような例は数多くはなく、広域を見わたした場合に発見されるのであるが、Galok では次のような例がある。それは40才の男で知的能力が劣っているため自活できず、現在きょうだいと同居して生活して

いるが、20才のときに結婚したことがある。結婚相手は隣の集落に住む年上の再婚の女であったが、男の知能が劣っていることにたえられず、結婚後6カ月で離婚を要求した。彼女はこの結婚生活により妊娠し、離婚後生まれた男の子は彼女が育てている。

基本的にはすべての者が結婚するのであるが、きわめてわずかな性倒錯者だけは独身生活を続けている。肉体的には男であるにもかかわらず、女性的な服装や生活を好む者がおり、これらは *pondan* とよばれる。Galok には2人の *pondan* がおり、いずれも32才で、1人はクアラルンプールでダンサーをしていたが警察のとりしまりがきびしくなったので親のところへ帰って商売を手伝っており、他の1人は最初から村にいて仕立物などをして生活している。精神異常者 (*gila*) にも結婚の可能性は乏しく、この集落の場合、23才の男が1人これに該当する。

### (3) 通婚範囲と婚姻後の居住

イスラムにおける親族間での結婚禁止の範囲は比較的狭く、親子、きょうだい、おじ・おばとおい・めい、祖父母と孫、継父母と継子、養父母と養子である。いとこ同士あるいはそれよりも遠い関係における結婚は自由である。慣習法の中にもこれ以外の規制は存在しない。

村人の生活においては親族関係にあるものとの接触は、他人との接触よりも密であるから、このチャンネルを通して配偶者が求められる可能性は他の場合よりも高い。親族同士の結婚の詳細

表3 結婚相手との親族関係\*

親族関係	夫の結婚	妻の結婚
あり	<i>sa-pupu</i> 9	9
	<i>dua-pupu</i> 10	10
	<i>anak sa-pupu</i> 7	7
	<i>pak sa-pupu</i> 14	15
	その他の親族	40
なし	194	252
不明	7	1
計	241	294

\* Galok 居住者が経験したすべての結婚に関する数値。

細は表3に示す通りである。男子についてみると、第1いとこ (*sa-pupu*)、第2いとこ (*dua-pupu*)、およびいとこの子 (*anak sa-pupu*) との結婚が主な組合せであるが、その他の親族との結婚をも含めると、全結婚経験の16.6%を占めている。女子については、第1いとこ、第2いとこ、および親のいとこ (*pak sa-pupu*) が主なカテゴリーを占め、その他の親族を含めると全結婚経験の13.9%が親族関係にある者との結婚である。いとこ同士の結婚は、交差いとこであれ、平行いとこであれ、特に好まれるということはなく、親族同士のつき合いがひんばん

なために出現する可能性が多いというだけにとどまる。後に述べる離婚の頻繁さを背景として、いとこ婚に対しては賛否両論がある。すなわち、ある者は夫婦の仲がよくなりやすいとしてこれを好み、他の者は離婚に至る状況が生じた場合きょうだいの関係が悪化する可能性があるとしていとこ婚を嫌う。

集落内婚はどちらかといえば好まれる傾向がある。既に別の報告<sup>8)</sup>で述べたように、集落 (*kampung*) に関しては、明確な境界の意識もなければ、また集落の内部的な自治組織も欠如しているので、集落内婚が好まれるというよりは、近くの外集落をも含めて近距離婚が好まれるといったほうがより正確である。この意味において Galok 居住者同士の婚姻はその一部分を構成するに過ぎない。Galok 居住者同士の通婚は男子の経験したすべての結婚については 22.3% (61/241)、女子の経験したすべての結婚については 22.5% (75/294) である。隣接集落との間の婚姻を含めると、男子について 56.0% (135/241)、女子について 56.8% (167/294) となる。

結婚後の居住については既に別稿においてかなり詳しく分析したのでここでは詳しく述べない。<sup>9)</sup> 原則として一組の夫婦は独立した家をもつことを希望するが、独立までの期間はいずれかの両親の家に同居する。独立に際しては、いずれかの親の土地に家を建てることが多いが、ときには新しい宅地を購入したり、無料で他人から土地を借りたり (*tumpang*) する。夫婦がどちらの親族の側に居住することになるかについては何のきまりもなく、その結果、経済力のあるほうを選ぶ傾向が明らかに見出される。土地に余裕があればいく組かの子の家族が同じ屋敷地の中で生活することになる。

## II 離婚・再婚

### (1) Galok における離婚の意味

イスラムの教えはその精神としては離婚を好まないが、コーランの中には離婚手続きに関する規定があり、離婚は制度上許される仕組みになっている。クランタンのイスラム教徒には次のような離婚方法が認められている。

#### a) *talak*

夫は自分の意思で妻に離婚を宣言する特別の言葉 (*talak*) を与えて離婚することができる。夫は *talak* を与えた事実をイمام (または *kathi*) に報告し、夫妻に対して証明書が発行される。この際 M\$12 をイمامに支払わねばならない。この金額はイスラム法廷へ送られ、イمامには後に 40% が手数料として払い戻される。*talak* を与えた場合、待婚期間内ならば、双方の合意によって元の結婚生活に戻り、夫は先に与えた *talak* を取消することができる。この手続きを *rojok* とよび、M\$2 を必要とする。ただし、*rojok* が可能なのは 2 回めの *talak* までで

8) cf. 「東海岸マレー農民における土地と居住」『東南アジア研究』10巻1号, 1972。

9) cf. 「東海岸マレー農民における土地と居住」『東南アジア研究』10巻1号, 1972。

あって、同一の妻に対して3度めの *talak* を与えると、妻が他人と正式に結婚し、さらに離婚した後にのみ元の夫との再婚が許される。*talak* を与えた場合の待婚期間は、年とった女の場合3カ月10日、若い女の場合3回の月経が終わるまで、妊娠中の場合は出産までである。

b) *pasah*

イスラム法廷において、*kathi* の権限によって与えられる離婚である。夫が行方不明になった場合などに適用される。

c) *tebus talak*

字義通りには妻が *talak* を買いとることであって、妻が離婚を望む場合に適用される方法である。イスラム法廷において *kathi* によって裁決される。支払われる金額は、夫のほうに非がある場合には、結納金 M \$500 に対して M \$100~200 程度であるが、夫に非がない場合には受け取った結納金と同額、ときにはそれ以上が要求される。

d) *ta'alik*

婚姻契約書と同時に調印されるもう一枚の書式に記載された妻の処遇に関する条件に対して夫が違反した場合、*kathi* は妻の申し出によって夫に召喚状を出し、*talak* を与えさせる。通常次の条件が記載されている。第1は夫が3カ月あるいは4カ月以上留守をした場合、第2に夫が妻を血がでるほど打擲した場合、第3に夫が妻を扶養せぬ場合である。いずれの場合も妻は2人の証人を必要とする。

以上のように離婚の形式はいくつか存在するが、実際に適用されるのは、*talak* による方法が大部分であり、離婚総数の95%以上を占めている。Galok においては、夫が行方不明になったため与えられた *pasah* のケース2件<sup>10)</sup> のほかはすべて *talak* のケースであって、*tebus talak*, *ta'alik* による離婚は皆無である。

既に述べたように *talak* は少なくとも形式的には夫による専権的離婚であるが、Galok においては表4に示すように、妻が離婚を欲したケースの数が、夫が離婚を欲したケースの数をはるかに上廻る。妻が離婚を望んだ場合、夫はあえてそれをおさえることをせず *talak* を与え

表4 離婚を望んだ者

離婚を望んだ者	夫が経験した離婚について	妻が経験した離婚について
夫	19	17
妻	38	49
夫 妻 双 方	11	25
妻 の 父	1	
不 明	31	26
計	100	117

10) いずれも第2次大戦中にビルマで日本軍の作業に従事し、そのまま行方不明になったものである。

るのが通例で、法手続きは便宜上形式的に利用されているに過ぎない。

表3と表4から計算されるように、夫の経験したすべての結婚のうち、41.5% (100/241)、妻が経験したすべての結婚のうち39.8% (117/294、ただし *pasah* を除く) が離婚に終わっている。*rojok* によって取消された離婚はここでは数えられていない。これに加えて現在継続中の結婚における離婚の可能性をも考慮に入れるとき、離婚傾向はきわめて高いといわねばならない。このような高い離婚傾向は、上に示したことから分かるように、イスラムの性格によって決定されているものではなく、家族および夫婦の結合に関する土着の考え方と結びついている。離婚原因を調べると、夫婦の性格の相違、結婚後の居住地に対する意見の不一致、配偶者側の親族との不和などが主なものであるが、いずれにせよ、比較的軽度の対立がそのまま離婚に結びついている場合が多い。

離婚に際して、夫妻の財産は、相続財はそのまま所有者のものとなり、共同で得た財産は等分されるのが原則である。タバコの植付け後に離婚が発生し、植えられたタバコの権利を等分したケースや、一つの家屋を分割して一部分を運び去ったケースなどもある。

表5 離婚経験者数とその割合

年齢階級	男子			女子		
	結婚経験者	離婚経験者	%	結婚経験者	離婚経験者	%
10～19	—			11	1	9.1
20～29	31	3	9.7	40	8	20.0
30～39	33	9	27.3	34	13	38.2
40～49	30	14	46.7	38	19	50.0
50～59	22	15	68.2	23	12	52.2
60～	16	10	62.5	19	8	42.1
計	132	51	38.6	165	61	37.0

表6 離婚回数別にみた結婚経験者数

離婚回数*	男子	女子
0	80	103
1	29	31
2	9	12
3	6	12
4	3	4
5	1	2
6	3	
不明	1	1
計	132	165

\* ただし *pasah* のケース2件は除く。

## (2) Galok における離婚の様態

Galok における離婚の発生状況に関してやや詳しく述べよう。結婚経験者のうち離婚経験者の占める割合を調べると表5の通りである。男子の場合38.6%、女子の場合37.0%が離婚を経験している。これらの離婚は、既に述べた *pasah* 2件を除けばすべて *talak* によるものである。以下 *talak* による離婚に関して若干分析を進めることにする。

離婚経験を回数別にみると表6のごとく



である。1回だけの経験者が最も多数を占める。しかし、2回以上の離婚を経験した者の合計は1回だけの離婚経験をもつ者の数にせまる程であって、離婚を繰返す者の存在は決して無視できない。離婚経験の最大値は、男子については6回の経験をもつ者が3名おり、女子の場合5回の経験をもつ者が2名いる。

多くの離婚は結婚後短期間のうちに生ずる。結婚継続期間別に離婚数を示すと表7 a, bのごとくとなる。男子に関しては50%が約1年以内(含約1年)の離婚であり、5年以内(含約5年)に離婚の85%が生じている。女子については離婚の40%が約1年以内(含約1年)に、79%が5年以内(含約5年)に生じている。これらの中には結婚直後のものも含まれており、3ヵ月未満で生じた離婚が、男子では14件(14%)、女子でも14件(12%)数えられる。結婚後10年を経験してからの離婚はきわめて少ない。<sup>11)</sup> 離婚の早期発生は離婚時の子供の数にも反映している。離婚時に子がなかった者の割合は男子では58.0%(58/100)、女子では59.8%

表7 a 結婚継続期間および子の数別にみた離婚数  
(男子の離婚について)

表7 b 結婚継続期間および子の数別にみた離婚数\*  
(女子の離婚について)

期間	子の数						計
	0	1	2	3	4	5+	
6ヵ月未満	20	1					21
約6ヵ月	1	1					2
12ヵ月未満	3	1					4
約1年	19	4					23
2	7	7					14
3	3	5	1	1			10
4	1	5	1	1			8
5	1	1	1				3
6		1					1
7		1		1			2
8		1					1
9							
10			2		1		3
11							
12							
13							
14							
15+			2			1	3
不明	3		1	1			5
計	58	28	8	4	1	1	100

期間	子の数						計
	0	1	2	3	4	5+	
6ヵ月未満	17						17
約6ヵ月	5						5
12ヵ月未満	6	1					7
約1年	13	5					18
2	10	9					19
3	4	8	1	1			14
4	2	1	1				4
5	4	3	1				8
6	7			1			8
7		2	1	1			4
8	1						1
9		1	2				3
10		2	1	1			4
11							0
12							0
13			1				1
14							0
15+	1		2			1	4
計	70	33	9	4	0	1	117

\* *pasah* は含まない。

11) 男女における数値が異なるのは以前の配偶者が現在 Galok に居住しているとは限らないためである。男女別に得られたデータが比較的近い値を示すことはデータの信頼性をものがたっている。

坪内：東海岸マレー農民における結婚と離婚

(70/117) を占めている。しかし子供が存在しないことは離婚の条件ではなく、子供があっても離婚は発生する。離婚発生時における子供の数は2人以下の場合が、子がある場合の9割近くを占める。(男子の場合89.4%, 女子の場合85.7%)。離婚時の子の数の少なさに加えて、後に述べるような家族結合の柔軟さのために、離婚後の子の処理は非常に困難ではない。

誰が子供をひきとったかを示すと表8のようになる。離婚した夫妻の居住地が異なる場合が

表8 離婚後の子のひきとり

ひきとった者	夫の離婚について	妻の離婚について
妻	22	32
夫	10	2
妻の母	4	7
夫と妻に分ける	3	3
夫の姉妹		1
妻の姉妹		1
双方をいったりきたり	1	.
子が既に成長	2	1
計	42	47

存在することを考慮しても、夫の離婚に関する夫からのききとりと、妻の離婚に関する妻からのききとり結果との間の不一致がやや目立つので、必ずしも答の信頼度が高いとはいえないが全般的には次のような傾向が存在する。妻がひきとった場合が、52.4% (夫の離婚) ないし68.1% (妻の離婚) を占め、夫がひきとった場合は4.3% (妻の離婚) ないし23.8% (夫の離婚) に過ぎない。妻の母がひきとったケースが9.5% (夫の離婚) ないし14.9% (妻の離婚) 存在することは注目に値する。全体的にみて妻方への依存度のほうがずっと大きい。

親族関係にある者との結婚が離婚傾向に影響しているかどうかを検討するために表9を作成した。結婚・離婚比は親族間での結婚と他人間での結婚の場合とでほとんど差が認められず、親族関係の存在が離婚に影響を及ぼしているとは言えない。いとこ婚だけをとり出してみると、夫の場合も妻の場合も、9件の結婚中6件が離婚に終わっており、離婚傾向はむしろ高いくらいである。

表9 親族関係の有無と離婚との関係

親族関係	男 子			女 子		
	全結婚	離婚	%	全結婚	離婚	%
あ り	40	16	40.0	41	17	41.5
な し	194	79	40.7	252	100	39.7
不 明	7	5	—	1	0	—
計	241	100	41.5	294	117	39.8

コミュニティ内婚が離婚発生に影響を与えているかどうかを検討するために表10を作成した。既に述べたように、この地域におけるコミュニティの意識は必ずしも明確ではなく、集落同士

表10 集落内婚と離婚との関係\*

		結 婚	離 婚	比
男 子	全 結 婚	241	100	41.5
	Galok 内同士の結婚	61	18	29.5
女 子	全 結 婚	294	117	39.8
	Galok 内同士の結婚	75	21	28.0

\* ただし離婚には *pasah* のケースを含まない。

は連続性をもっているのであるが、ここでは Galok の居住者同士の結婚と結婚総数とを比較した。Galok 居住者同士の結婚の場合、離婚傾向がいく分低くなっていることが認められる。夫妻の居住地決定に関する利害の対立が少ないことが、離婚傾向を相対的に低くすることに貢献していると考えられる。実際、居住地の選択に関する状況依存的な決定を背景として、夫または妻が自分の村を離れて相手方の土地に住むことを嫌って離婚が発生するケースがかなり多いのである。

### (3) クラントン州における離婚の動勢

ここで視野を広げてクラントン州における離婚の動勢を統計的に観察し、離婚傾向のすう勢を知ると同時に Galok の含まれる Pasir Mas 郡が、離婚の頻度からみて同州内でどのようなところに位置づけられるかを明らかにしよう。

1948年から70年に至る23カ年のクラントン州におけるイスラム教徒の結婚と離婚の数は図1

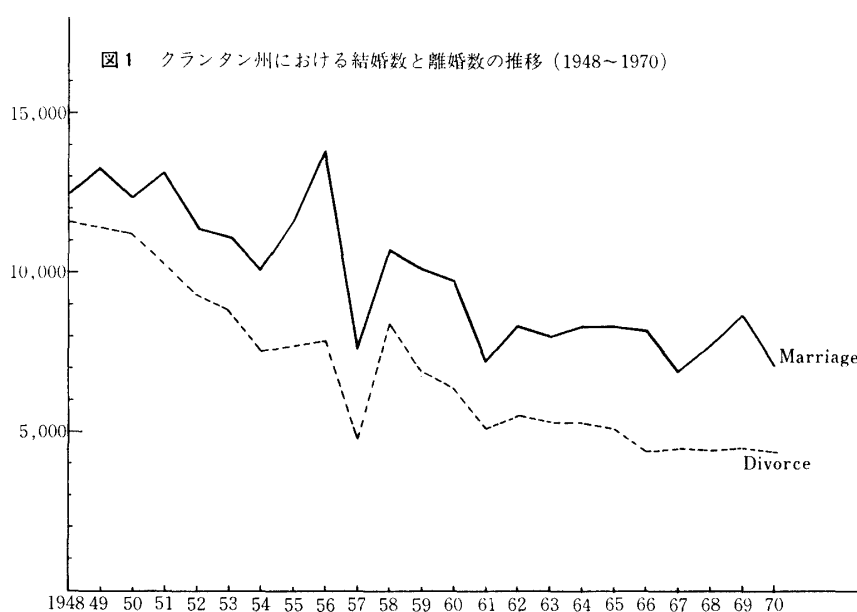


表11 クラントン州における結婚と離婚（1948～1970）

年次	結婚	離婚	rojok	結婚100に対する離婚
1948	12,488	11,625	683	93.1
49	13,256	11,384	1,007	85.9
50	12,326	11,163	768	90.6
51	13,131	10,247	923	78.0
52	11,391	9,298	805	81.6
53	11,092	8,777	657	79.1
54	10,003	7,549	681	75.5
55	11,639	7,660	702	65.8
56	13,830	7,846	749	56.7
57	7,611	4,747	467	62.4
58	10,723	8,530	644	80.0
59	10,054	6,856	738	68.2
60	9,810	6,363	668	64.9
61	7,176	5,068	514	70.6
62	8,399	5,463	517	65.0
63	7,987	5,278	1,447	66.1
64	8,264	5,270	584	63.8
65	8,275	5,052	519	61.1
66	8,177	4,395	810	53.8
67	6,933	4,489	458	64.8
68	7,703	4,423	419	57.4
69	8,668	4,518	546	52.1
70	8,136	4,352	583	53.5

資料：1948～1957 Gordon, S. (n. d.), Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore. *Intisari*, Vol. 2, No. 2 による。

1957～1970 クラントン州 Mahkamah Shariah における統計（未公表）

および表11のごとくである。この期間における結婚100に対する離婚の比は73.1である。ただし離婚のうち10%程度は *rojok* の手続きをとって取り消されている。最近の5カ年間（1966～70）における結婚・離婚比は56.0であって、離婚傾向は以前に比してやや低下している。

図1から明らかなように、結婚および離婚の絶対数はこの期間に著しく低下の傾向を示している。初婚年齢が徐々に上昇して来たことが結婚数の減少の一因と考えられ、これがまた離婚の絶対数の減少に結びついていると考えられる。初婚年齢の上昇は同時に離婚傾向の低下をもひきおこしたと考えられる。結婚数と離婚数の減少および結婚・離婚比の低下を説明するもう一つの重要なことからは、かつては離婚と再婚とが同一人においてくり返し行なわれる傾向がより高かったが、この傾向が次第に弱まって来たという事実である。

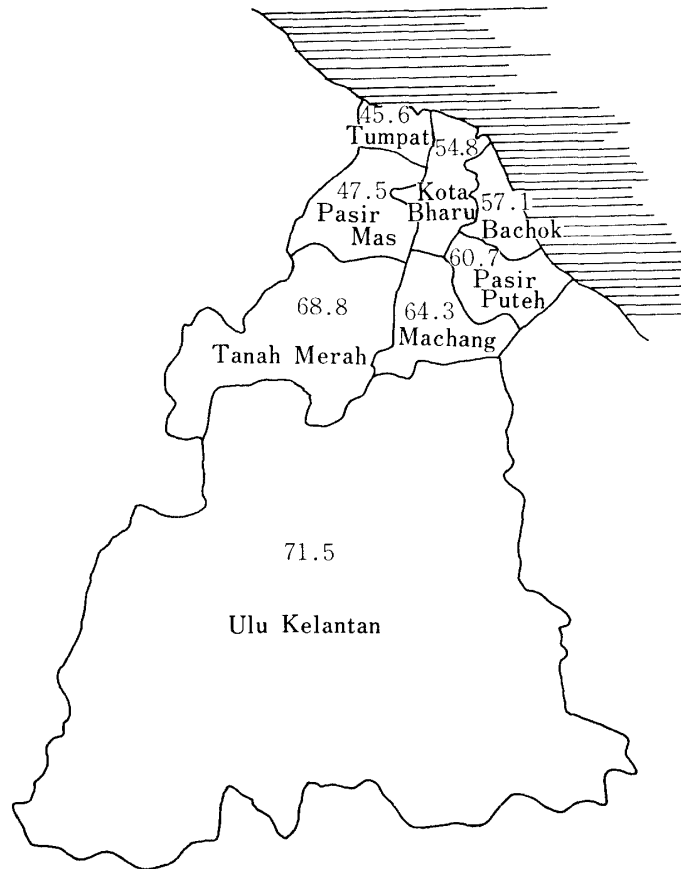
クランタン州におけるイスラム教徒の離婚の地域的分布は表12および図2のごとくである。海岸に近い地域で離婚傾向が低く、内陸部に入るに従って離婚傾向が高くなる。離婚傾向が最も高い地域である Ulu Kelantan については次のような特徴が挙げられる。(1)人口は主として

表12 クランタン州の各郡における結婚数と離婚数\*

郡 (Jajahan)	1967			1968			1969			1970			結婚100に 対する離婚 (4カ年平均)
	結婚	離婚	rojok	結婚	離婚	rojok	結婚	離婚	rojok	結婚	離婚	rojok	
Kota Bharu	2,173	1,393	127	2,102	1,231	105	2,449	1,224	155	2,321	1,107	123	54.8
Pasir Mas	916	492	42	1,153	587	44	1,464	603	63	1,311	620	66	47.5
Pasir Puteh	865	569	53	1,060	598	45	1,105	677	72	1,050	631	60	60.7
Machang	578	383	56	584	436	62	633	387	57	644	361	61	64.3
Bachok	797	548	71	942	499	42	894	408	45	838	527	59	57.1
Tumpat	682	397	34	839	386	32	891	421	35	805	263	38	45.6
Tanah Merah	553	397	38	633	429	42	743	487	55	677	479	121	68.8
Ulu Kelantan	369	310	37	390	257	47	489	311	64	490	364	55	71.5
計	6,933	4,489	458	7,703	4,423	419	8,668	4,518	546	8,136	4,352	583	56.6

\* クランタン州 Mahkamah Shariah における統計。

図2 クランタン州の郡別にみた離婚傾向



ゴムタッピングに従事しており、女子の自活力が大きい。(2)交通が不便でありコミュニティも小さく、家族生活の重要性が大きいと同時に家族内でのテンションが生じ易い。(3)開墾のために入植した者が多く、自分の出身地の方が現住地よりも住み易いと考える者が多い。(4)教育程度は低く、いわゆる近代化が最も遅れている。

調査地の含まれる Pasir Mas 郡は離婚傾向がやや低い地域に属するが、調査地 Galok は Tanah Merah にかかなり近く、Pasir Mas 郡としては内陸的な性格をやや強く有しているといえる。

#### (4) 再 婚

ひんばんな離婚は高い再婚傾向をともなっている。離別者の年齢が比較的若い限り、再婚は当然のことと考えられている。これは死別者についても同様で、死別後独身を通すことは美德とは考えられない。<sup>12)</sup> 再婚の手続きは初婚に比してより簡単である。男子の場合、離死別者はいつでも再婚可能である。女子の場合、離別の場合前述の待婚期間、死別の場合には4カ月10日の待婚期間の後に再婚可能である。結婚相手の選択に際しては本人の意思が初婚の場合よりもより重要な役割を果たす。イスラム法による結婚契約式は行なわれるが、*perator* をともなう大きな祝宴は行なわれない。再婚の女子に対しては結納金の額も安くなる。最近の10年間の再婚における平均はM\$125であった。M\$100が標準的な額である。

Galok における再婚を量的に把握すると以下のごとくである。

すべての結婚経験者について結婚回数を調べると表13のようになる。結婚経験者のうち、男子38.6%、女子41.2%が2回以上の結婚を経験していることが分かる。女子についてはこれらはすべて再婚を意味するが、男子については再婚の他に若干の複婚経験をも含んでいる。

表13 結婚経験者の結婚経験回数

結婚経験回数	男 子	女 子
1	80人	96人
2	22	37
3	16	12
4	6	11
5	2	6
6	2	1
7	2	1
8	1	
不 明	1	1
計	132	165

男子38.6%、女子41.2%が2回以上の結婚を経験していることが分かる。女子についてはこれらはすべて再婚を意味するが、男子については再婚の他に若干の複婚経験をも含んでいる。

再婚年齢は表14のごとくである。初婚の場合(表2参照)と異なり、年齢のちらばりが大きい。平均年齢は男子31.5才、女子26.6才である。

結婚回数別にみた夫妻の組合せは表15 a および表15 b のごとくである。初婚者と初婚者、再婚者と再婚者というのが基本的な組合せであるが、初婚者と再婚者という組合せも若干存在す

12) ただし子供が大きくなるのを待ってから再婚したという例がまれにある。

表14 再婚年齢

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
13才		1	33才	2	1
14		3	34	2	1
15		2	35	9	8
16		4	36	3	5
17	1	2	37	2	2
18	1	8	38	2	
19		5	39		2
20	4	12	40	1	4
21	5	9	41	2	
22	4	6	42	2	3
23	3	5	43		1
24	5	5	44	2	1
25	7	3	45	4	1
26	6	4	46	1	
27	6	3	47	3	1
28	3	5	48		
29	2	3	49		
30	8	9	50+	4	1
31	2	2			
32	3	2	不明	10	5

平均再婚年齢：男子31.5才，女子26.6才

る。

再婚経験者について、離死別から再婚までの期間を調べると表16のごとくである。平均は男子の場合1.5年，女子の場合1.8年である。離死別後6カ月未満で再婚した者が全体の4分の1を占めていることは注目に値する。

再婚はこれを儀礼として眺めると初婚ほど重要ではないのであるがその社会的な意味は初婚と同様に大きい。初婚が失敗に終わった場合、人々はこの失敗を再婚においてとり戻そうとする。このような再婚のある部分は成功するが、一部分は失敗し

てさらに新たな結婚を試みることになる。

表15 a 結婚回数別にみた夫妻の組合せ  
(夫の結婚について)

妻	夫	結婚回数						計
		1	2	3	4	5+	不明	
結婚回数	1	113	17	8	3	1		142
	2	13	23	9	2	9		56
	3	2	9	4	4	3		22
	4	2	1	2	2	1		8
	5			4	1	1		6
	不明	2	1	1	1	1	1	7
計		132	51	28	13	16	1	241

表15 b 結婚回数別にみた夫妻の組合せ  
(妻の結婚について)

妻	夫	結婚回数						計
		1	2	3	4	5+	不明	
結婚回数	1	139	13	8	2	1	1	164
	2	12	41	9		5	1	68
	3	4	17	4	1	3	2	31
	4	2	6	6	2	2	1	19
	5+		5	3	3			11
	不明						1	1
計		157	82	30	8	11	6	294

表16 離別または死別から再婚までの期間  
(再婚者について)

期 間	男 子			女 子		
	離別後 の再婚	死別後 の再婚	計	離別後 の再婚	死別後 の再婚	計
6ヵ月未満	18	3	21	26	4	30
約半年	2		2	5	1	6
12ヵ月未満	6	1	7	2	1	3
約1年	21	5	26	24	5	29
2	15	1	16	16	4	20
3	7		7	13	2	15
4	3		3	3	3	6
5	2		2	1		1
6	1		1		2	2
7	1		1	1		1
8	1		1	1		1
9						
10				1		1
11+					1	1
不 明	7	4	11	6	7	13
計	84	14	98	99	30	129

### Ⅲ 複 婚

イスラム教はすべての妻に対する平等なとり扱いを条件として、男が妻を4人までもつことを許容する。Galokにおいて複婚に関連した結婚の数は、全結婚数に対して、男子において5.4% (13/241)、女子において7.1% (21/294)を占める。かくのごとく複婚は量的にいて必ずしも結婚における重要な側面ではない。妻の数は2人までで、3人以上の妻を同時にもつことは全くない。

男子における複婚経験者は6名であるが、そのうち2名だけが現在も複婚状態を保っている。この2名のうち、第1のケースは52才の農夫で、最初の結婚が離婚に終わった後、30才で再婚し35才のときから複婚状態に入っている。2人の妻はいずれも再婚者でそれぞれ1回離婚の経験がある。第2妻の方が若く、第1妻との年齢差は5才である。2人の妻を同じ家屋の違う棟に住まわせているが、このような居住はこの地域における複婚の際の居住形態としては例外的である。第2のケースは39才の小学校教員であって、本人は現在 Ulu Kelantan の赴任地で1人で間借りをしており、2人の妻がGalokの別々の家屋に居住している。現在の複婚に先行して30才のときに別の複婚の経験があり、この場合には1年後に第2妻を離婚している。現在の複婚は32才のときから続いている。第1妻は初婚で、第2妻の方は4回の離婚経験をもつ再婚者である。2人の妻の年齢差は2才で、第2妻の方が若い。上述の2ケースにおいては複婚者



の妻同士の関係は比較的良好であって、珍しいケースであるといわれている。

男子複婚経験者の他の4名においては、第1妻を離婚したために、複婚状態が一時的に存在したに過ぎない。いずれも第1妻が複婚の状態にたえられず離婚を申し出ている。うち1ケースは5日間、他の1ケースは10日間複婚状態が続いたに過ぎない。第2妻となった女はいずれの場合においても第1妻より若く、2ケースは再婚者、2ケースは初婚者であった。

女子における複婚状態の経験は、第1妻の立場で経験したもの8例、第2妻の立場で経験したもの13例である。第2妻となった者はすべて再婚者である。前者のうち6例は離婚に終わり、2例が前述の男子の妻として現在継続中である。後者については9例が離婚しており、2例が第1妻の離婚申し出によって複婚状態が解消し、残る3例は現在も複婚状態にある。<sup>13)</sup>

以上のように複婚は再婚と関連して発生し易く、またしばしば離婚を招くことがある。離婚への容易な接近を背景として、複婚が永続的な形で存続しにくいことに注意する必要がある。

#### IV 家族構成

同一の屋敷地内における親・きょうだいを中心とする親族近隣関係発生の場合を多く認めつつも、核家族が基本的な居住生計単位であることは既に別の報告において述べた。<sup>14)</sup> 頻発する離婚現象と表裏をなして、これらの核家族が必ずしも標準的な形態をとって現われないという事は、この地域の理解にとってきわめて重要である。

既に示した頻繁な離婚例から推測されるように、夫婦の結合は脆弱である。しかし、それにもかかわらず、家族結合の中核となっているのは夫婦の結合である。このことは、再婚による家族形成に際して、前婚による子が新しい家族から切り離される場合があることから裏付けられる。一単位としての夫婦 (*se-kelamin*) の独立性は比較的高く、2組以上の夫婦が同一世帯を形成することは少ない。新婚夫婦はしばしばいずれかの親のもとで生活するが、これはあくまでも一時的な含みをもって、はやかれ遅かれ独立するのである。両親のうち一方が欠けた場合にはじめて1組の子の夫婦が老親(母親である場合が多い)と同じ家に住んで生計を共にする可能性が増大する。この場合にみられる家族形態は、従来の分類法からすると拡大家族に入るが、それは拡大家族の出現を要求する家族構成の原理を通して実現されたものではない。

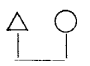
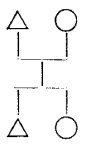
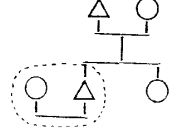

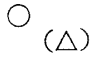
一組の夫婦の結合は家族結合の中核ではあるが、それは決して他の関係が家族集団内にとり入れられることをこばむものではない。この点に関してはむしろきわめて寛容であって、2組以上の夫婦の共存という組合せを生じない限りにおいて、ごく簡単に他の要素を同一世帯の中に受け入れるのである。<sup>15)</sup> かくして離婚した娘とその子のセットが親にひきとられることは

13) 2例は前述の男子の妻、1例は夫が村外に居住。

14) cf. 「東海岸マレー農民における土地と居住」『東南アジア研究』10巻1号、1972。

15) 前田成文はこのような家族を拡大家族とよばず、包摂家族とよんでいる。cf. 前田成文「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」『東南アジア研究』5巻3号、1967. 12, p. 39。

表17 家族の形態

基本となる夫 妻のライフサ イクル	全家族	正常な 家族	夫または 妻の欠損	未婚子に関する＋			他の親族の添加					
				未婚子別 居 (夫妻の子)	未婚子別居 (いずれ かの子)	連れ子	養子 (ひきとり)	孫のひき とり	「離婚した 子+孫」の ひきとり	新婚夫 婦同居	核家族 同居	傍系親族 同居
	2	2										
	60	37	4	7	11	7						1
	26	11	2			2		7	5	3		
	17	4					5	6	1	2	1	1
	28	8					1	11	1	3	8	
計	133	62	6	7	11	9	6	24	7	8	9	2

坪内：東海岸マレー農民における結婚と離婚

- 1) 若年単身，複婚，同一家屋内に2組以上の独立世帯が居住するケースを除く。
- 2) 2項目以上に該当する家族は2回以上数えられている。

簡単であるし、娘の再婚に際しては連れ子をとまなうことも、孫を祖父母のもとに残すことも容易である。このようなメカニズムは、再婚の容易さと共に作用して他の社会において離婚がもたらすような諸困難を吸収してしまう機能を果たしている。

以上のようにこの地域の家族は一組の夫婦を中心としながら柔軟な変形を許容する集団として理解されるべき性質を強く有している。表17はこのような考え方に沿って、Galokにおける家族形態の分類を試みたものであって、たての欄に基本となる夫妻のライフサイクルを、横の欄に欠損あるいは付加の要素を示した。<sup>16)</sup> 付加あるいは欠損の要素を含む家族の割合が大きいことが明らかとなる。

### お わ り に

Galokにおける家族生活は、一組の夫婦を基本的な居住・生計の単位として営まれている。しかしこのことは夫婦の結合が強固で排他的であることを必ずしも意味しない。事実はこの逆であって、結合は非常にもろく、また他の要素をも容易に受け入れる。このような意味で、夫婦の結合がきわめて顕著な柔軟性を保持しながら社会生活の核となって機能しているのである。既に別の報告で指摘した相続法における男女平等の傾向、婚姻後の居住地決定における状況依存性、親子・きょうだいの近隣居住、女子の生活能力の高さなどがこのような家族のあり方をささえており、ひんばんな離婚は双系的親族組織の一分枝として発現したこのような社会構造と密接に関連している。

かくして、この社会においては離婚は欧米の社会あるいは現代の日本の社会において予想されるような不適応現象を必ずしももたらさない。東海岸マレー人社会は恒常的な離婚を家族結合のあり方の中に折り込んで存続して来たといえる。生活が比較的低いレベルにおいては安定しており、また生活の目標がめったに現状からの大きな脱出を意味しなかったような社会においては、家族における不安定な要素は社会に対してほとんど逆機能的な意味をもたなかったであろう。しかしながら、このような不安定な家族は、財の蓄積、家族の共同目標の設定等に関して弱い側面をもっていることは事実である。このような側面が近代化にともないどのようなまさを生ずるかは今後の問題として残る。

本稿では夫婦結合だけに限って資料を整理してみたが、他の家族関係をめぐっても夫婦関係と同様の根をもつ結合の性質が見出せるように思われる。これらに関する統合的な整理はまた別の機会に行ないたい。

16) 付加の要素として「核家族」を含めることは従来の家族分類の方法から逸脱しているが、親（主として年とった母親）のほうを付加の要素として扱えばこの問題はある程度解消する。実際、子の年齢の上昇とともに世帯主は子へと移行していくのである。